

## 第2号議案 2018年度活動計画と予算承認の件（案）

2018年度、以下の活動を計画する。

### 1 事業者の不当な事業活動に対する差止請求活動

- 1) 不特定多数の消費者が被害にあう事業者の不当な事業活動に対して、申入れ等裁判外の交渉による差止請求活動を進める。
- 2) 上記の活動で交渉に応じない事業者に対しては、差止請求訴訟を提訴する。

### 2 被害情報の収集、分析及び評価活動

- 1) 電話による消費者被害情報に対応できるよう、事務局稼働日を年末年始・祝日を除く月～金 10時～16時とする。また、適宜、事業者に対するアンケート・問合せ等の情報収集活動を行う。
- 2) 必要に応じ、国民生活センターPIO-NTE及び県・市の消費生活センターの相談情報について、消費者契約法に定める情報提供申請を行う。
- 3) 県・市等行政機関と定期的に情報交換会を開催し、消費者被害を防止するために連携を強化する。
- 4) 消費者から寄せられた被害情報については、まず検討委員会にて事案として取り扱うかどうかを協議し、担当弁護士を決め、検討委員会で法的検討を行い、申入書・差止請求書・訴状等を起案し、理事会に答申する。

### 3 消費者被害の拡大防止のための啓発及び教育事業、消費者団体・関係諸機関との支援活動

- 1) 消費者・事業者を対象にシンポジウム・セミナー等を開催する。
- 2) 消費者団体・事業者団体の要請に応じて、学習会・セミナー等に講師を派遣する。
- 3) 全国の適格消費者団体との相互の情報交流を重視し、年2回の連絡協議会に参加する。

### 4 消費者関連法制度の新たな動きに対応する意見の表明、提言活動

- 1) 消費者裁判手続特例法が2016年10月施行された。当団体定款第3条（目的）に「この法人は、消費生活に関する情報の収集及び提供、消費者の被害の防止及び救済のための活動を行い、不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図り、もって消費者の権利の保護・実現に寄与することを目的とする。」と規定されていることから、当団体としても消費者被害の救済に対応できるよう特定適格消費者団体の認定を目指す。
- 2) 消費者契約法・特定商取引法等の消費者関連法制度の改正に向けて、消費者団体・弁護士会等と協同して活動をすすめる。
- 3) 消費者行政の動きに注視し、消費者行政のあり方について意見表明・提言を行う。

### 5 消費者被害防止のための情報提供活動

- 1) ホームページにより消費者被害防止のための情報提供を行う。
- 2) マスコミ・情報誌等に消費者被害防止のための情報提供を行う。
- 3) 会員向けに毎月メールニュースを発信する。

### 6 運営関連事項

- 1) 特定適格消費者団体の認定を目指して財政・体制の強化を図る。そのために、個人・団体正会員のみならずと相談させていただきながら、会員拡大に組織をあげて取り組む。
- 2) なお、消費者被害の未然防止・拡大防止の活動をさらに充実させるため、当団体の活動趣旨にご賛同いただける方から寄附金を広く受け付けられるよう、2017年度12月「認定NPO法人」の認定取得申請をした。
- 3) 引き続き、県・市、東海エリアの消費者団体等との連携強化に取り組む。

### 7 予算

- 1) 予算上は経常収入を出来るだけ小さな数字としながら、当期収支で約8万円のプラスとなる予算とした。
- 2) 名古屋市と引き続き事業者向けセミナー受託の話を進めており、また愛知県とは2018年度も消費者向けシンポジウム助成の話を進めているが、それらについては予算上特に見込んでいない。
- 3) 事務所を移転したことにより、2017年度は地代・家賃を大幅に圧縮することができており、行政の受託事業、補助金収入を除いて、会費収入で通常の事業費・管理費を賄えるようにする。
- 4) その一方で6の1)及び2)にある通り財政の強化が図れるよう取り組む。